

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                |
|-------|---------------------|
| 3     | 個人住民税に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新地町は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、個人情報の保護及び取扱いに関し契約に含めるなど情報について必要かつ適切な監督を行うこととしている。

## 評価実施機関名

福島県新地町長

## 公表日

令和5年8月31日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                |   |
|-------------------------------------|---|
| ①事務の名称                              | 個人住民税に関する事務   |
| ②事務の概要                              | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの。<br>①地方税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。)<br>②個人住民税の障害者控除の適用<br>③個人住民税の免除<br>④個人住民税の課税(家屋敷課税)<br>⑤個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用<br>⑥地方税法第20条の11項による所得情報等の照会・回答   |
| ③システムの名称                            | 1. 住民税システム<br>2. 申告受付システム<br>3. 取滞納システム<br>4. 統合宛名システム<br>5. 中間サーバー<br>6. Eltaxシステム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名                      |   |
| (1)住民税基本台帳(賦課、被扶養者含む)<br>(2)取滞納ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用                          |   |
| 法令上の根拠                              | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<br>(平成25年5月31日法律第27号)<br>・番号法第9条第1項 別表第一の16の項<br>・番号法第9条第3項<br>・番号法第19条第9号<br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)<br>(平成26年内閣府・総務省令第5号)<br>・別表第一省令第16条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携            |   |
| ①実施の有無                              | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>  |
| ②法令上の根拠                             | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項<br>1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、<br>42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、<br>91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、<br>120の項)<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) |
| 5. 評価実施機関における担当部署                   |   |
| ①部署                                 | 税務課   |
| ②所属長の役職名                            | 課長  |
| 6. 他の評価実施機関                         |   |
|                                     |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求              |   |
| 請求先                                 | 新地町総務課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地<br>電話 0244-62-2111 FAX 0244-62-3194  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ            |   |
| 連絡先                                 | 新地町税務課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地<br>電話 0244-62-2119 FAX 0244-62-4043  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和3年4月1日 時点       |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和3年4月1日 時点       |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|   |  |  |
|---|--|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>                                    |  |  |
| [ 基礎項目評価書 ]   |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>                   |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>   |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                         | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない                            |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                       | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>  |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>8. 監査</b>  |  |  |
| 実施の有無   | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]                                     | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

変更箇所

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|-----------|
| 平成30年4月1日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称    | 1. 住民税システム<br>2. 申告受付システム<br>3. 収滞納システム<br>4. 統合宛名システム   | 1. 住民税システム<br>2. 申告受付システム<br>3. 収滞納システム<br>4. 統合宛名システム<br>5. 中間サーバー<br>6. Eltaxシステム  | 事後   |           |
| 平成30年4月1日 | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠                | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<br>(平成25年5月31日法律第27号)<br>・番号法第9条第1項 別表第一の16の項  | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<br>(平成25年5月31日法律第27号)<br>・番号法第9条第1項 別表第一の16の項<br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)<br>(平成26年内閣府・総務省令第5号)<br>・別表第一省令第16条  | 事後   |           |
| 平成30年4月1日 | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>〔情報照会〕27の項<br>〔情報提供〕<br>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項<br>1、2、3、4、6、8、9、10、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項<br>1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) | 事後   |           |
| 平成30年4月1日 | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長           | 税務課長 渡部 和秋   | 税務課長 目黒 佳子   | 事後   |           |
| 平成30年4月1日 | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先         | 新地町税務課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地<br>電話 0244-62-2119 ファックス 0244-62-3194   | 新地町税務課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地<br>電話 0244-62-2119 ファックス 0244-62-4043   | 事後   |           |
| 平成30年4月1日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の係数か            | 平成27年4月1日時点  | 平成30年4月1日時点  | 事後   |           |
| 平成30年4月1日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の係数か            | 平成27年4月1日時点  | 平成30年4月1日時点  | 事後   |           |
| 平成31年4月1日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の係数か            | 平成30年4月1日時点  | 平成31年4月1日時点  | 事後   |           |
| 平成31年4月1日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の係数か            | 平成30年4月1日時点  | 平成31年4月1日時点  | 事後   |           |
| 令和2年4月1日  | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長の役職名       | ②税務課長 目黒 佳子  | ②課長  | 事後   | 修正        |
| 令和2年4月1日  | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の係数か            | 平成31年4月1日時点  | 令和2年4月1日時点   | 事後   | 集計日の更新    |
| 令和2年4月1日  | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の係数か            | 平成31年4月1日時点  | 令和2年4月1日時点   | 事後   | 集計日の更新    |
| 令和3年4月1日  | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数                        | 令和2年4月1日時点   | 令和3年4月1日時点   | 事後   | 集計日の更新    |
| 令和3年4月1日  | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数                        | 令和2年4月1日時点   | 令和3年4月1日時点   | 事後   | 集計日の更新    |
| 令和5年8月31日 | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠                | 番号法第19条第8号   | 番号法第19条第9号   | 事後   | 法律改正に伴うもの |
| 令和5年8月31日 | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号   | 番号法第19条第8号   | 事後   | 法律改正に伴うもの |
|           |   |  |  |      |           |
|           |   |  |  |      |           |
|           |   |  |  |      |           |
|           |   |  |  |      |           |